一　燃料費の変動額（社会的経済的事情の変動による法第十九条第一項の認可を受けた供給約款で設定した料金を算定した際に第三条第二項第二号の規定により供給計画等を基に算定した数量の変更に起因する変動額（以下「外生的燃料費等変動相当額」という。）に限る。以下この条及び第十九条の二十二において同じ。）

二　使用済燃料再処理等発電費の変動額（外生的燃料費等変動相当額に限る。以下この条及び第十九条の二十二において同じ。）

三　特定放射性廃棄物処分費の変動額（外生的燃料費等変動相当額に限る。以下この条及び第十九条の二十二において同じ。）

四　原子力発電施設解体費の変動額（外生的燃料費等変動相当額に限る。以下この条及び第十九条の二十二において同じ。）

五　地帯間購入電源費の変動額（外生的燃料費等変動相当額に限る。以下この条及び第十九条の二十二において同じ。）

六　他社購入電源費の変動額（外生的燃料費等変動相当額に限る。以下この条及び第十九条の二十二において同じ。）

七　地帯間販売電源料の変動額（外生的燃料費等変動相当額に限る。以下この条及び第十九条の二十二において同じ。）

八　他社販売電源料の変動額（外生的燃料費等変動相当額に限る。以下この条及び第十九条の二十二において同じ。）

九　事業税の変動額（外生的燃料費等変動相当額に限る。以下この条及び第十九条の二十二において同じ。）

2　一般電気事業者は、前項各号に掲げる変動額について、次の各号に掲げる方法により整理した変動額（以下この条において「特別変動額」という。）の合計額を算定し、様式第八の二により特別変動額総括表を作成しなければならない。

一　一般電気事業者は、燃料費の変動額として、供給約款で設定した料金を算定した際に第三条第二項第二号及びこの号の規定により算定された額（第二十条の二の規定により同条第一項各号に掲げる変動額を基に供給約款で設定する料金を算定し、かつ、法第十九条第四項又は第七項の規定により変更後の供給約款を届け出た一般電気事業者にあっては、第二十条の二第一項第一号に規定する石油石炭税変動相当額をいう。以下この項及び第十九条の二十二第二項において同じ。）を基に算定した外生的燃料費等変動相当額を整理しなければならない。

二　一般電気事業者は、使用済燃料再処理等発電費の変動額、特定放射性廃棄物処分費の変動額及び原子力発電施設解体費の変動額として、供給約款で設定した料金を算定した際に第三条第二項第三号及びこの号の規定により算定された額を基に算定した外生的燃料費等変動相当額を整理しなければならない。

三　一般電気事業者は、地帯間購入電源費の変動額及び他社購入電源費の変動額として、供給約款で設定した料金を算定した際に第三条第二項第八号及びこの号の規定により算定された額（第二十条の二の規定により同条第一項各号に掲げる変動額を基に供給約款で設定する料金を算定し、かつ、法第十九条第四項又は第七項の規定により変更後の供給約款を届け出た一般電気事業者にあっては、第二十条の二第二項第三号に掲げる方法により整理した石油石炭税変動相当額を含む。）を基に算定した外生的燃料費等変動相当額を整理しなければならない。

四　一般電気事業者は、地帯間販売電源料の変動額及び他社販売電源料の変動額として、供給約款で設定した料金を算定した際に第五条第二項及びこの号の規定により算定された額（第二十条の二の規定により同条第一項各号に掲げる変動額を基に供給約款で設定する料金を算定し、かつ、法第十九条第四項又は第七項の規定により変更後の供給約款を届け出た一般電気事業者にあっては、第二十条の二第二項第四号に掲げる方法により整理した石油石炭税変動相当額を含む。）を基に算定した外生的燃料費等変動相当額を整理しなければならない。

五　一般電気事業者は、事業税の変動額として、第一号から前号までに掲げる方法により整理した変動額の合計額を基に算定した外生的燃料費等変動相当額を整理しなければならない。

3　一般電気事業者は、前項の規定により算定された特別変動額を送電・高圧配電非関連可変費に配分することにより整理し、様式第八の三により、特別送電・高圧配電非関連費明細表を作成しなければならない。

4　一般電気事業者は、特別高圧・高圧需要及び低圧需要ごとに、前項の規定により整理された送電・高圧配電非関連可変費の額を、供給約款で設定した料金を算定した際に第九条の二第四項第四号の規定により算定した割合（この項の規定により配分した場合はその割合）により配分し、特別変動可変費に整理しなければならない。

5　一般電気事業者は、送電・高圧配電非関連費について、前項の規定により整理された特別変動可変費を基に、低圧需要について、様式第八の四により特別送電・高圧配電非関連費計算表を作成し、及び様式第八の五により特別原価等集計表を作成しなければならない。

6　料金は、低圧需要の前項の規定により整理された特別変動可変費と供給約款で設定した料金を算定した際に第二条第一項の規定により定められた原価算定期間における低圧需要の料金収入及びこの項の規定により算定した当該原価算定期間における低圧需要の料金収入の変動分を基に算定した当該原価算定期間における低圧需要の料金収入及び変更前の法第十九条第十二項に定める選択約款で設定した料金（供給約款で設定した料金を変更しようとする場合にあっては、当該選択約款で設定した料金）並びに供給約款で設定した際の供給計画等に基づく契約電力、販売電力量等の電気の使用に係る値の予測値により算定しなければならない。

7　一般電気事業者は、供給約款で設定した料金を算定した際の低圧需要原価等及び特別変動可変費並びに第四項の規定により整理された特別変動可変費を基に、契約種別ごとの電気の使用形態、電気の使用期間、電気の計量方法等による特別変動可変費の差異を勘案して設定した基準により契約種別ごとの料金を設定しなければならない。

8　一般電気事業者は、前項で定めた基準を、あらかじめ、経済産業大臣に届け出なければならない。この場合においては、経済産業大臣は、当該基準を公表しなければならない。

9　一般電気事業者は、第七項の規定により契約種別ごとの料金を設定する場合には、販売電力量にかかわらず支払を受けるべき料金及び販売電力量に応じて支払を受けるべき料金の組み合わせにより、当該料金を設定しなければならない。ただし、販売電力量が極めて少ないと見込まれる需要に対する料金の設定の場合には、これによらないことができる。

10　一般電気事業者は、供給約款で設定した料金を算定した際に第二条第一項の規定により定められた原価算定期間における低圧需要の料金収入及びこの項の規定により算定した当該原価算定期間における低圧需要の料金収入の変動分を、第七項及び前項の規定により設定する料金、変更前の供給約款で設定した料金及び変更前の法第十九条第十二項に定める選択約款で設定した料金（供給約款で設定した料金を変更しようとする場合にあっては、当該選択約款で設定した料金）並びに供給約款で設定した際の供給計画等に基づく契約電力、販売電力量等の電気の使用に係る値の予測値により算定しなければならない。

11　一般電気事業者は、第六項に規定する特別変動可変費と前項の規定により算定した供給約款で設定した料金を算定した際に第二条第一項の規定により定められた原価算定期間における低圧需要の料金収入及びこの項の規定により算定した当該原価算定期間における低圧需要の料金収入の変動分を基に算定した当該原価算定期間における低圧需要の料金収入の変動分を整理し、様式第八の六第一表により特別変動可変費と料金収入の変動分の比較表を作成しなければならない。

第二十条第一項中「沖縄電力株式会社」を「沖縄電力」に改める。

第二十条の二第一項中「沖縄電力株式会社」を「沖縄電力」に、「以下同じ」を「以下この条及び第二十条の四において同じ」に改め、同条第二項中「以下」の下に「この条において」を加え、同項第一号中「算定された額」の下に「（第十九条の二の規定により同条第一項各号に掲げる変動額を基に供給約款で設定する料金を算定し、かつ、法第十九条第一項の変更の認可を受けた一般電気事業者にあっては、第十九条の二第二項第一号に掲げる方法により整理した外生的燃料費等変動相当額を含む。）」を加え、同項第三号中「算定された額」の下に「（第十九条の二の規定により同条第一項各号に掲げる変動額を基に供給約款で設定する料金を算定し、かつ、法第十九条第一項の変更の認可を受けた一般電気事業者にあっては、第十九条の二第二項第三号に掲げる方法により整理した外生的燃料費等変動相当額を含む。）」を加え、同項第四号中「算定された額」の下に「（第十九条の二の規定により同条第一項各号に掲げる変動額を基に供給約款で設定する料金を算定し、かつ、法第十九条第一項の変更の認可を受けた一般電気事業者にあっては、第十九条の二第二項第四号に掲げる方法により整理した外生的燃料費等変動相当額を含む。）」を加える。